

新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

資金繰り

総額1.6兆円規模で徹底的に支援



設備投資・販路開拓

サプライチェーンの毀損等にも対応



経営環境の整備

相談窓口の設置等で経営を下支え



本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

 **経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連** で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



また、最新情報については、e-中小企業ネットマガジン・中小企業庁
Twitterでも、ご登録いただいた方に随時配信しております。

e-中小企業ネット
マガジンの登録



 **e-中小企業ネットマガジン** で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



中小企業庁
Twitterのフォロー



 **@meti_chusho** で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



目次

◆ 新着情報	・・・ 2
--------	-------

◆ 経営相談窓口の開設	・・・ 3
-------------	-------

第1章 資金繰り支援

◆ 資金繰り 支援内容一覧	・・・ 4
---------------	-------

【信用保証】

◆ SN保証4号・5号	・・・ 5
-------------	-------

【融資】

◆ SN貸付の要件緩和	・・・ 6
-------------	-------

◆ 無利子・無担保融資	・ 7、8
-------------	-------

◆ マル経融資の金利引下げ	・・・ 9
---------------	-------

◆ 衛生環境激変対策特別貸付	10
----------------	----

【その他】

◆ 更なる支援 (危機対応業務/危機関連保証)	・・・ 11
----------------------------	--------

◆ 金融機関等への配慮要請	・・・ 12
---------------	--------

第2章 設備投資・販路開拓支援

【生産性革命推進事業】	・・・ 13
-------------	--------

◆ ものづくり・商業・サービス補助	14
-------------------	----

◆ 持続化補助	・・・ 15
---------	--------

◆ IT導入補助	・・・ 16
----------	--------

第3章 経営環境の整備

【下請取引】

◆ 下請取引配慮要請	・・・ 17
------------	--------

◆ 個人事業主・フリーランスとの 取引に関する配慮要請	・・・ 18
--------------------------------	--------

◆ 官公需における配慮要請	・・・ 19
---------------	--------

◆ 下請Gメンによる実態把握	・・・ 20
----------------	--------

【雇用関連】

◆ 雇用調整助成金の特例措置	21、22
----------------	-------

◆ 小学校の臨時休業に伴う 保護者の休暇取得支援	・・・ 23
-----------------------------	--------

【テレワーク】

◆ テレワークに関する情報提供	・・・ 24
-----------------	--------

◆ テレワーク導入にご活用 いただける支援策	・・・ 25
---------------------------	--------

【海外関連】

◆ 現地進出企業・現地情報 及びジェトロ相談窓口	・・・ 26
-----------------------------	--------

◆ 輸出入手続きの緩和等について	・・・ 27
------------------	--------

新着情報

3月10日に緊急対応策（第2弾）が公表され、資金繰り支援を中心に支援策が拡充されました。新規で追加された内容は以下に掲載しておりますのでご確認ください。

第1章 資金繰り支援

【支援内容一覧】

- ◆ 資金繰り支援全般に関する相談窓口を設置（4ページ）

【融資】

- ◆ 実質的な無利子・無担保融資（7～8ページ）
- ◆ マル経融資の金利引下げ（9ページ）

【その他】

- ◆ 危機対応業務/危機関連保証を措置（11ページ）
- ◆ 政府系・民間金融機関等へ再度、配慮要請を実施（12ページ）

第2章 設備投資・販路開拓支援

【生産性革命推進事業】（13～16ページ）

- ◆ 公募開始時期が決定

第3章 経営環境の整備

【下請取引】

- ◆ 下請取引における納期等に関して、配慮を要請（17ページ）
- ◆ 個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮を要請（18ページ）
- ◆ 下請Gメンによる実態把握（20ページ）

経営相談窓口の開設

1月29日（水）より中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等1,050拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応。

どんな内容の相談ができるの？

例えば以下の様なご相談をいただいております。

①観光バス事業を展開。2月からの予約が全てキャンセル。従業員への給与支払い等資金繰りに不安がある。

→資金繰りに関し、日本政策金融公庫の貸付制度や信用保証協会の保証制度をご案内するとともに、各窓口をご案内。従業員給与関連では、雇用調整助成金の特例をご案内。

②インバウンド向け免税店を展開。新型コロナウイルス感染症の影響で中国、韓国等からの利用客が激減。

→今後の経営の相談先として、よろず支援拠点をご紹介。

上記はあくまで一例です。

まずは一度、経営相談窓口までご連絡ください。

【お問合せ先】新型コロナウイルスに関する経営相談窓口
※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



資金繰り 支援内容一覧

信用保証制度、融資制度の両面から、事業者の皆様の資金繰りを支援します。
NEW と記載のあるものは、3月10日公表の緊急対応策第2弾で追加された事業で

信用保証

SN保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。

NEW 危機関連保証

セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象に100%保証。
 ※保証対象業種に限る。

一般保証枠 (2.8億円)



SN保証枠 (2.8億円)



危機関連保証枠 (2.8億円)

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

4号：100%保証（全都道府県）
 5号：80%保証（指定業種）
 別枠（2.8億円）は共有

危機関連保証：100%保証（全国・全業種）

融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

実質無利子融資

金利▲0.9引下げ

金利引下げなし

NEW 特別貸付

金利当初3年▲0.9%引下げ

【対象要件】

売上高▲5%以上減少

※個人事業主（フリーランスを含み、小規模に限る）については、柔軟に対応

（再）特別貸付

金利当初3年▲0.9%引下げ

【対象要件】

売上高▲5%以上減少

※個人事業主（フリーランスを含み、小規模に限る）については、柔軟に対応

SN貸付

基準金利

【対象要件】

売上高等の要件はなし

NEW 特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

【対象要件】

個人事業主（小規模）：要件なし
 小規模（法人）：売上高▲15%減
 中小企業：売上高▲20%減

また、小規模事業者※であれば、

NEW マル経融資

を活用し、別枠で最大1000万円まで、金利を▲0.9%引き下げることが可能。

※商工会・商工会議所の経営指導を受けることが条件

※商工中金による危機対応業務の内容は、詳細が固まり次第公表予定。

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

➤ **中小企業金融相談窓口** 03-3501-1544

※平日・休日9時00分～17時00分

➤ **金融庁相談ダイヤル** 0120-156811（フリーダイヤル）

※平日10時00分～17時00分 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

➤ **個別支援策のお問合せ先** 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。

セーフティネット保証 4号・5号

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

- ◆ SN 4号：3月2日に全都道府県を対象に指定しました。
- ◆ SN 5号：3月6日に宿泊業、飲食業など40業種を対象業種に追加指定し、現在192業種が対象となっています。指定業種は経済産業省・中企庁HPより、ご確認ください。

※ご利用手続の流れ（4号・5号）

①対象となる中小企業者の方は、本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行います。

②希望の金融機関又は最寄りの信用保証協会に認定書を持参し、保証付き融資を申し込みます（事前相談も可）。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

【お問合せ先】最寄りの信用保証協会

※経済産業省HP特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」
または右のQRコードよりご確認ください。



セーフティネット貸付の要件緩和

セーフティネット貸付とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

【融資限度額】

中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

【貸付期間】

設備資金15年以内、運転資金8年以内

【据置期間】

3年以内

【金利】

基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.91%

※令和2年3月2日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

2月14日（金）より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫（沖縄で事業を行っている方）

融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785

無利子・無担保融資

※新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現

新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者（フリーランスを含む）に対し、融資枠別枠の制度を創設。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかに該当する方

- ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主（フリーランス含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【資金の使いみち】運転資金、設備資金 【担保】無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内（うち据置5年以内）

【融資限度額（別枠）】中小事業3億円、国民事業6000万円

【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%

（利下げ限度額：中小事業1億円、国民事業3000万円）

※令和2年3月2日時点、信用力や担保の有無にかかわらず利率は一律

※令和2年1月29日以降に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」等経由で借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用が可能です。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫（沖縄で事業を行っている方）

融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785

➡ 特別利子補給制度については、次のページをご確認下さい。

特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により貸付を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きいフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中企庁HP等で公表予定です。

【適用対象】

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（フリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

※小規模要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】

- ・期間：借入後当初3年間
- ・補給対象上限：中小事業1億円、国民事業3000万円

※令和2年1月29日以降に、日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」等経由で借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 03-3501-1544

※平日・休日9時00分～17時00分

マル経融資の金利引き下げ (新型コロナウイルス対策マル経)

マル経融資とは？

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。

【ご利用いただける方】

最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

【融資限度額】

別枠1,000万円

【金利】

経営改善利率1.21%（令和2年3月10日時点）より当初3年間、▲0.9%引下げ

【お問合せ先】

日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店
または、お近くの商工会・商工会議所

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



衛生環境激変対策特別貸付

衛生環境激変対策特別貸付とは？

感染症等の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している生活衛生関係営業者の経営の安定を図るために設けられた、日本政策金融公庫国民生活事業の特別貸付制度。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方

- ①最近1ヵ月間の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。
- ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。

【資金の使いみち】運転資金

【融資限度額】別枠1,000万円（旅館業は別枠3,000万円）

【金利】

基準金利：1.91%

ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利－0.9%

※令和2年3月2日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

【貸付期間】運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫（沖縄で事業を行っている方）

融資第二部生衛・創業融資班：098-941-1830

更なる金融支援

(危機対応業務/危機関連保証)

危機対応業務

商工中金及び日本政策投資銀行を通じて、大企業・中堅企業・中小企業への資金繰り支援を実施。

【制度概要】※商工中金による危機対応業務の内容は、詳細が固まり次第公表予定。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 03-3501-1544

※平日・休日9時00分～17時00分

危機関連保証

全国 of 中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種※の事業者を対象に「危機関連保証」（100%保証）として、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠（2.8億円）を措置。

※保証対象業種に限る。詳しくは最寄りの信用保証協会にご相談ください。

これにより、SN保証枠と併せて、最大5.6億円の信用保証枠を確保

【イメージ図】

一般保証枠（2.8億円）



SN保証枠（2.8億円）



危機関連保証枠（2.8億円）

4号：100%保証（全都道府県）
5号：80%保証（指定業種）
別枠（2.8億円）は共有

危機関連保証：
100%保証（全国・全業種）

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

【お問合せ先】最寄りの信用保証協会

※経済産業省HP特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」または右のQRコードよりご確認ください。

